

法定後見制度の種類は? 申し立ては誰ができるの?

名 称	後 見	保 佐	補 助
対象者	判断能力が欠けている のが通常の状態の方	判断能力が著しく 不十分な方	判断能力が不十分な方
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、市長（身寄りのない高齢者の場合など）等		
同意権 取消権 （※1）	日常生活に関する行為 （※2）以外のすべての 行為	民法13条1項所定の 行為（※3）	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める 特定の法律行為 （※4）
代理権 （※5）	本人が行うすべての 法律行為	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める 特定の法律行為	

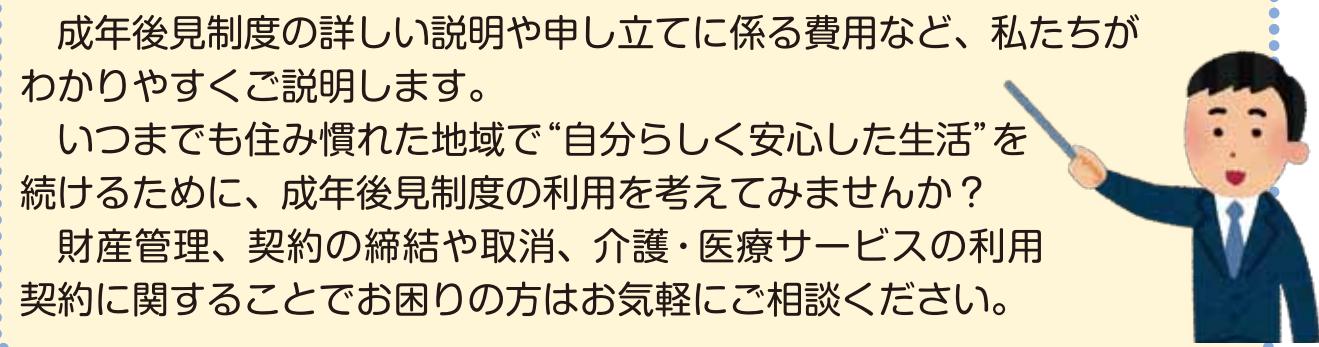
※1 対象者が法律行為を行う際に、後見人等の了承する権限（同意権）があり、了承を得ないまま法律行為を行った場合には、後見人等がその行為を取り消す権限（取消権）を持つ

※2 スーパーマーケット等での日用品の買物

※3 借金、不動産の売却、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為

※4 預貯金の払い戻し、不動産の売却、介護契約締結など

※5 後見人等が、対象者に代わって対象者のために取引や契約などを行う権限



●詳しいことは下記の各おたつしゃ本舗へお問い合わせください。

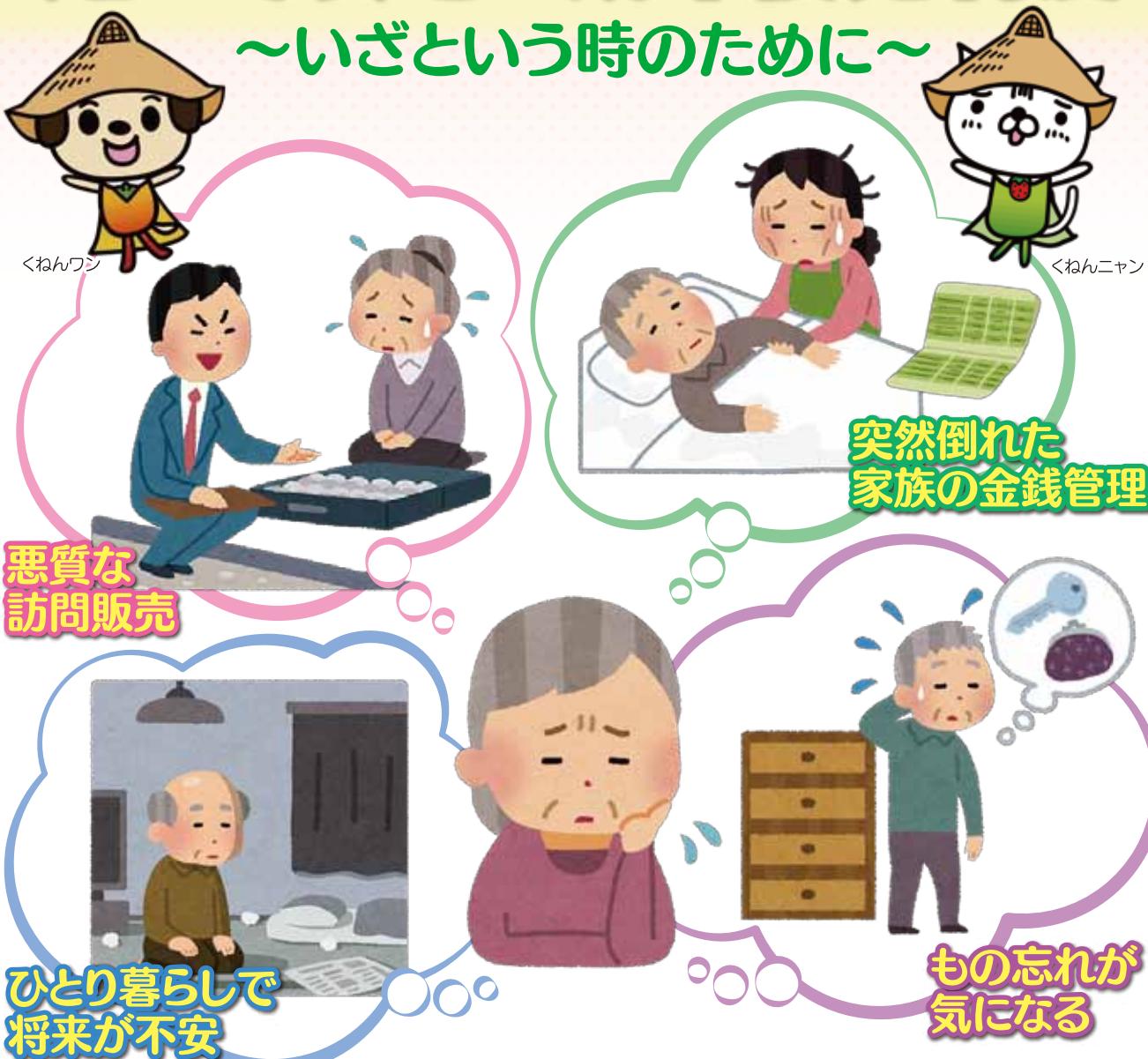
おたつしゃ本舗神崎北(神崎市役所脊振支所内) ☎0952-59-2005
おたつしゃ本舗神 崎(神崎市役所高齢障がい課内) ☎0952-37-0111
おたつしゃ本舗神崎南(神崎市役所千代田支所内) ☎0952-34-6080

神崎市 地域支援だより

2018.12 Vol. 17

知って安心！成年後見制度

～いざという時のために～



このような生活の不安はありませんか？

- 最近、物忘れがひどくなつたので、お金の管理が心配。
- 介護サービスを受けたいけど、自分ではどうしたらいいかわからない。
- 施設に入った父や母の財産を処分して入所費用に充てたい。
- 今は元気だが、認知症になるかもしれないなど将来的に不安がある。

このようなことでお困りの場合には成年後見制度を利用しましょう！